
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席委員数は16名です。定足数に達していますので、平成30年第5回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、谷君、11番、田畑君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの4日間にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月14日までの4日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大野克之君) おはようございます。行政報告の前に、この場をお借りいたしまして、一言申し上げさせていただきます。

このたびの9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震におきまして、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されましたすべての皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。お手元の資料の1ページ上段でございます。初めに低気圧による被害状況についてでございます。これは、3月9日の低気圧によります大雨の被害状況についてでございますが、内容は記載のとおりでございます。5月10日の臨時会で中間報告をいたしておりましたが、最終被害額が確定いたしましたので、報告させていただきます。

1枚おめくりいただいて、2ページにまいりまして(2)中段でございます。6月27日の低気圧による大雨の被害状況についてでございますが、記載のとおりでございます。

次の3ページにまいりまして、日高地方の総合開発等に関します要望活動についてございま

すが、日高地方の総合開発等につきましては、日高総合開発期成会、日高町村会及び高規格幹線道路日高自動車道早期建設促進期成会の構成する町長とともに記載のとおり要望活動を行いました。中段3のJR日高線沿線に係る鉄道護岸の復旧等に関する要望についてでございますが、この要望につきましては日高総合開発期成会及び日高町村会の構成町長とともに、また北海道の久保田副知事にもご一緒いただき、記載のとおり要望活動を行なったところでございます。

次に、4番目の馬産地活性化に関する要望活動についてでございます。これにつきましては、日高町村会、日高総合開発期成会、軽種馬生産構造改革推進会議及び日高軽種馬振興対策推進協議会の構成町長並びに北海道農協軽種馬対策委員会の役員の方とともに記載のとおり要望活動を行いました。

1枚おめくりいただいて4ページでございます。寄附についてでございますが、記載のとおり1件のご寄附がありました。寄附者のご厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に、6の工事に係る契約の締結についてでございます。4ページから5ページにかけまして、記載のとおり仮契約をしておりました6件の工事につきまして、契約を締結いたしました。

ページを開いていただきまして、6ページでございます。7番の工事に係る入札等の執行についてでございますが、これにつきましては、6ページから7ページ、8ページにかけまして、29件の工事に係る入札等を行いました。この入札の詳細につきましては、10ページから20ページの資料のとおりでございます。

次に、8番の委託に係る入札等の執行についてでございます。次のページの9ページまで記載されておりますとおり、12件の委託業務に係る入札等を行ったところでございます。これにつきましても、詳細は20ページから24ページの資料のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきますが、最後に一点だけお願いがございます。

現在、道内の電力事情が大変厳しい状況でございます。議員の皆様を初め、この中継を傍聴されている皆様には、節電のお願いを申し上げますとともに、周囲の方々にも節電の呼びかけをしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてございまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度新ひだか町の健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

地方公共団体は、健全な財政運営を維持していく経営能力が問われておりますが、従来の制度では、財政悪化が深刻化するまで明らかにならなかったことから、統一的な指標を用いて財政状

況を明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を行うため健全化法が全面施行されたもので、監査委員による審査、議会報告、住民への公表が義務化されており、今回、監査委員の審査を受けまして、審査意見が提出されましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、比率についてご説明をいたします。①の健全化判断比率でございますが、実質赤字比率は、一般会計とを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の3カ年平均の比率。将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、四つの指標のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めなければならず、また三つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合は、公表した年度の末日までに財政再生計画を定めなければなりません。本町においては、いずれの指標も基準以下となっております。

次に、②の資金不足比率でございますが、こちらは公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率でございます。この指標が経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。健全化判断比率同様、本町においては基準以下となっております。

なお、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については、収支不足。いわゆる赤字決算となりましたが、健全化法施行規則に規定する解消可能資金不足額が含まれており、これらを控除することになっていることから、資金不足比率がないものとなっております。次のページ以降に、監査委員の審査意見を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で報告第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、報告第1号は、承認することに決定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、報告第2号 専決処分報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐々木デイサービスセンターみついしセンター長。

○デイサービスセンターみついしセンター長(佐々木直子君) おはようございます。ただいま上程されました報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号は、専決処分の報告でございます。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。1枚おめくりください。

専決処分書は、専決処分第1号として平成30年7月23日に専決処分したものでございます。1枚おめくりください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、新ひだか町は、平成30年5月17日に新ひだか町三石富沢21番地の1、工藤薫氏を相手方として発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額32万8,065円で相手方と和解するものでございます。

損害賠償請求事件の概要でございますが、本件につきましては、平成30年5月27日午前10時ごろ、職員が施設利用者の送迎を終え、公用車を車庫前に駐車し、エンジンを止め、車両から離れたところ、駐車場の傾斜により公用車が動き、駐車していた相手方車両後方に衝突し、車両を損傷させたものでございます。過失割合は町10、相手方ゼロであります。

今回の事故は、職員の運転操作の誤りにより発生したものでございまして、今後、このような事故を起こさないよう十分注意し、安全運転の励行に努めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

以上、報告第2号の説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(福島尚人君) 本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前 9時46分)

未定稿